

# 交通災害共済会員募集中

通院は  
1日から!

自転車の  
単独事故も!



川口市マスコット「きゅぼらん」

年会費  
大人 18歳未満  
500円 100円

※損害賠償の補償や弁護士費用補償はついていません。

## ●加入できる方は

川口市内に居住し、住民基本台帳に登録されている方。

## ●会費は

年額 大人 500円 18歳未満 100円

※次の方は、会費免除で自動的に会員となります。

- ・生活保護を受けている方
- ・新小学1年生
- ・準要保護児童生徒の認定を受けている方
- ・中国残留邦人等生活支援給付を受けている方

## ●共済期間は

- ・毎年4月1日から翌年3月31日まで。(4月1日以降の加入は申込受付時から。)
- ・市外へ転出した場合は無効になります。ただし、共済期間内に再び市内に転入した場合は、その時から有効になります。また、会費の返還はできません。

## ●車両が関わる交通事故が対象

- ・自動車、バイク、自転車(小児用自転車を除く)などの車両による人身事故。
- ・自転車(小児用自転車を除く)で走行中に転倒し、受傷した事故。
- ・電車、バス等の車両及び船舶、航空機の運行上による事故。(事業者の証明が必要になります。)

## ●事故にあったときは

自動車事故はもちろん、自転車の自損事故などの軽い事故でも、必ず、最寄りの交番や警察署へすぐに届け出てください。

届け出がないと交通事故証明書が発行されませんので、見舞金の請求ができません。

## ●請求期限

事故発生日から1年以内です。

治療が1年以上になる見込みの場合は、治療途中での1年以内の時点で見舞金の請求をしてください。その時点での日数等に応じて見舞金を支給いたします。その後、治療状況により上位の等級に該当することとなった場合は、再度手続きをしていただき、その差額を支給いたします。

## ●お申し込みは

交通安全対策課(リリア3階<sup>②</sup>)、各支所、川口駅前行政センター、各連絡室(西川口駅・蕨駅前芝・鳩ヶ谷駅)の窓口で受付しています。また、右下のQRコードから電子申請でお申し込みもできます。

(電子申請の場合会費納入はクレジットカード決済のみとなります)

<sup>②</sup>交通安全対策課は令和6年3月25日から西川口駅西口駅前交番隣の建物に移転

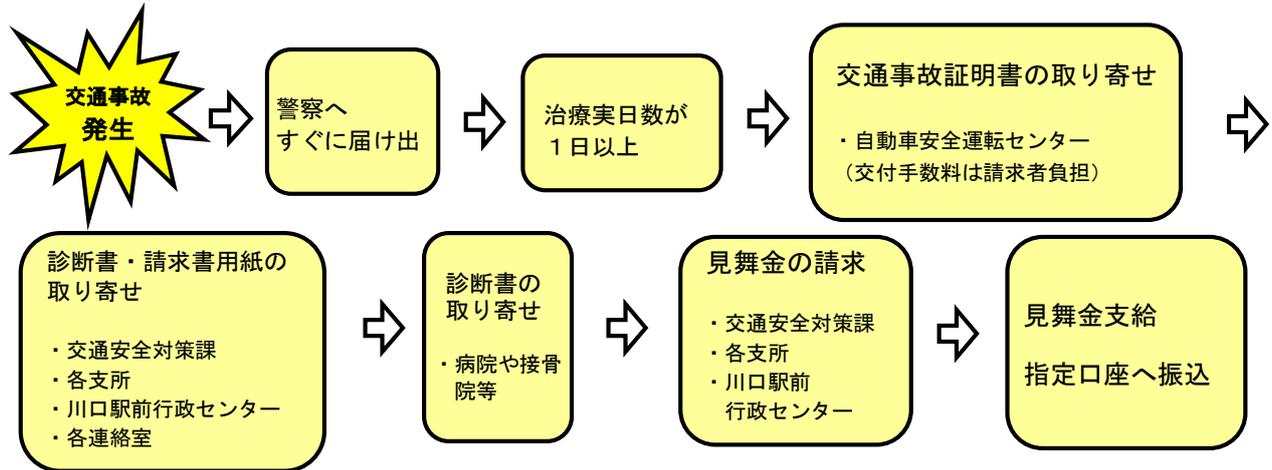
## 【お問い合わせ】

川口市役所 交通安全対策課 庶務係  
電話 048-259-9023

制度の概要や  
電子申請は  
コチラ ⇒



## ●見舞金を受けるときは



## ●共済見舞金

- ・交通事故にあわれ、受傷し、医療機関を受診した場合に、「共済見舞金額表」に応じて見舞金が支給されます。
- ・見舞金の等級については、治療期間及び治療実日数（入院日数、通院実日数、投薬日数、ギブス固定等の日数）により計算し、決定いたします。
- ・損害賠償や治療費を補てんする制度ではありません。損害賠償等に対する補償がある自転車用等の保険については、民間の保険会社へお問い合わせください。

共済見舞金額表

等級	傷害の程度	見舞金額
1	死亡又は重度障害の後遺症※	150万円
2	治療期間が1年以上かつ治療実日数が240日以上の傷害	32万円
3	治療期間が6月以上かつ治療実日数が120日以上の傷害	15万円
4	治療期間が3月以上かつ治療実日数が60日以上の傷害	6万円
5	治療期間が2月以上かつ治療実日数が40日以上の傷害	3万5千円
6	治療期間が1月以上かつ治療実日数が20日以上の傷害	2万5千円
7	治療実日数が7日以上の傷害	2万円
8	治療実日数が7日未満の傷害	1万5千円

※ 「重度障害の後遺症」とは身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級又は2級の障害をいいます。

## ●入院見舞金

交通事故にあわれ、事故から1年以内に入院し、かつ30日を超えて入院している方に対し、30日を超える日1日につき500円が支給されます。

## ●診断書料助成金

共済見舞金の請求に必要な診断書を原本で提出し、その領収書の原本を添付した場合、1診療機関あたり5,000円を限度に実費額が助成されます。ただし、共済見舞金が支給される場合に限りです。

川口市では、交通災害共済の加入に関係なく、市民に対し交通災害弔慰見舞金、交通遺児年金の支給を行っております。該当する場合は、交通安全対策課へお問い合わせ下さい。

・交通災害弔慰見舞金 交通事故で死亡した場合20,000円が支給されます。

### ・交通遺児年金

父母またはそのどちらかが交通事故により死亡した遺児（0歳～遺児が在学し18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）の保護者に対し、遺児1人につき月額10,000円が支給されます。